

市第 123 号議案

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年 9 月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「10年間」を「12年間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、副園長及び教頭の配置に係る特例を適用する期間を延長するため、横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ 改正案
現 行）

附 則

（第 1 項から第 3 項まで省略）

（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）

- 4 施行日から起算して $\frac{12\text{年間}}{10\text{年間}}$ は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第 6 条第 3 項の規定の適用については、同項の表備考 1 中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

（第 5 項から第 11 項まで省略）